条文構成

木入(用)以				
条項	項目	内容	基準の種 類	市の基準
総則				本市の実情
第1条	趣旨	条例の趣旨	参酌	に、国の基準に思わる
第2条	最低基準の目的	乳幼児が「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されること」を保障する	参酌	準と異なる 基準とすべ き事情、特
第3条	最低基準の向上	市が家庭的保育事業者等に対して、設備及び運営を向上させるよう勧告できる	参酌	性がないことから、国の共産
第4条	最低基準と家庭的保育事業所等	最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければ ならない	参酌	の基準を用いて瑞浪市の基準によった。
第5条	家庭的保育事業者等の一般原則	利用乳幼児の平等な取扱い人権に十分配慮するとともに、一人一 人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない	参酌	の基準とする。
第6条	保育所等との連携	家庭的保育事業者等に利用乳幼児の保育を適正かつ確実に行うため、連携する保育施設を確保することを求める	従う	
第7条	家庭的保育事業者等と非常災害	非常災害に対する具体的計画を立て、訓練をするように努めなければならない 毎月1回は、避難及び消化に対する訓練を行わなければならない	参酌	
第8条	家庭的保育事業所等における職員の一 般的要件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童 福祉事業に熱意のある者であること	参酌	
第9条	家庭的保育事業所等の職員の知識及び 技能の基準	職員は、常に自己研鑽に励み事業の目的を達成するために必要な 知識及び技能の修得、向上に努めなければならない 研修の機会を確保しなければならない	参酌	
第10条 本文	他の社会福祉施設と併置するときの設 備及び職員の基準	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、設備及び職員の一部を兼ねることができる	参酌	
第10条 ただし書	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準(保育室等及び保育に直接従事する職員の兼用・兼務に関する部分に限る)	特有の設備及び保育に直接従事する職員は兼用・兼務できない	従う	
第11条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等によって差別的取扱いを してはならない	従う	
第12条	虐待等の禁止	利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う	
第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を 辱める等その権限を濫用してはならない	従う	

第14条	衛生管理等	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、 で、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない	参酌
第15条	食事	食事の提供は、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わ なければならない	従う
第16条	食事の提供の特例	十分な調理設備を設けることが出来ない場合等は、異なる施設で 調理した食事を搬入することを限定的に許容する	従う
第17条	利用乳幼児及び職員の健康診断	利用乳幼児及び職員の健康診断を1年に2回の定期健康診断及び 臨時の健康診断を行わなければならない	参酌
第18条	家庭的保育事業所等内部の規程	事業の目的及び運営の方針、提供する保育の内容等の重要事項に 関する規定を定めておかなければならない	参酌
第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳 簿を整備しておかなければならない	参酌
第20条	秘密保持等	正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない	従う
第21条	苦情への対応	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じな ければならない	参酌
家庭的保育事	業		
第22条	設備の基準	乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること 専用の部屋の面積は9.9㎡以上(3人を超える場合は1人につ き3.3㎡を加えた面積)など	参酌
第22条 (4)	設備の基準(調理設備に関する部分に 限る)	衛生的な調理設備及び便所を設けること	従う
第23条	職員	家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない (調理業務の全部を委託する場合等は調理員を置かないことがで きる)	従う
	保育時間	1日につき8時間を原則とする	参酌
第25条	保育の内容	保育の内容は厚生労働大臣だ定める告示に準じる	従う
	保護者との連絡	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解 及び協力を得るよう努めなければならない	参酌
小規模保育事	業		
	通則		
第27条	小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする	従う
	小規模保育事業A型		
第28条	設備の基準	乳幼児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること 乳児室又はほふく室の面積は、乳児1人につき3.3㎡以上であ ること など	参酌

第28条 (調理設備 に関する部 分)	設備の基準(調理設備に関する部分に 限る)	調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号 に規定する耐火構造の床もしくは壁又は特定防火設備で区画され ていること	従う		
第29条	職員	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない (調理の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる)	従う		
第30条	保育時間、保育の内容、保護者との連 絡に関する規定の準用	保育時間、保育内容及び保護者への連絡は家庭的保育事業の規定 を準用する	_		
	小規模保育事業B型				
第31条	職員	保育士、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない (調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができ る)	従う		
第32条	準用	保育時間、保育内容及び保護者への連絡は家庭的保育事業の規定 を準用する	_		
	小規模保育事業C型				
第33条	設備の基準	乳幼児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること 乳児室又はほふく室の面積は、乳児1人につき3.3㎡以上であ ること など	参酌		
第33条 (調理設備 に関する部 分)	設備の基準(調理設備に関する部分に限る)	調理設備を設ける	従う		
第34条	職員	家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない (調理業務の全部を委託する場合等は調理員を置かないことがで きる)	従う		
第35条	利用定員	利用定員は6人以上10人以下とする	従う		
第36条	保育時間、保育の内容、保護者との連 絡に関する規定の準用	保育時間、保育内容及び保護者への連絡は家庭的保育事業の規定 を準用	_		
居宅訪問型保	育事業				
第37条	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業者は障害、疾病等の程度を勘案して集団保育 が著しく困難であると認められる乳幼児等に対する保育を提供す る	従う		
第38条	設備及び備品	事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、 保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない	参酌		
第39条	職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とす	従う		
第40条	居宅訪問型保育連携施設	連携施設を確保することを求める	従う		
第41条	保育時間、保育の内容、保護者との連 絡に関する規定の準用	保育時間、保育内容及び保護者への連絡は家庭的保育事業の規定 を準用	_		

事業所内保育	事業		
第42条	利用定員の設定	利用定員の区分に応じ、定める以上の定員枠を設けなくてはなら ない	参酌
第43条	設備の基準	保育所型事業所内保育事業所は、乳児室又はほふく室、医務室、 調理室及び便所を設けること、乳児室の面積は、乳児1人につき 1.65㎡以上であること など	参酌
第43条 (調理設備 に関する部 分)	設備の基準(調理設備に関する部分に限る)	調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号 に規定する耐火構造の床もしくは壁又は特定防火設備で区画され ていること	従う
第44条	職員	保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を 置かなければならない (調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる)	従う
第45条	連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業所は集団保育の機会の設定や助言等の 支援、代替保育の提供に関しては連携協力を求めることを要しな	従う
第46条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する規定の準用	保育時間、保育内容及び保護者への連絡は家庭的保育事業の規定 を準用	_
第47条	職員	小規模保育事業所内保育事業所には、保育士、保育従事者、嘱託 医及び調理員を置かなければならない (調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる)	従う
第48条	保育時間、保育の内容、保護者との連絡、設備の基準に関する規定の準用	保育時間、保育内容及び保護者への連絡は家庭的保育事業の規定 を準用	_
雑則			
第49条	委任	条例から規則への委任	_
附則			
1	施行期日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日	_
2	食事の提供の経過措置	食事の提供に関する5年間の経過措置	従う
3	連携施設に関する経過措置	場合によって、5年間は連携施設の確保をしないことができると する経過措置	従う
4	小規模保育事業B型等に関する経過措 置	小規模保育事業B型等に関して家庭的保育者又は家庭的保育補助 者について、5年間は保育従事者とみなす経過措置	従う
5	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業者の移行のため、利用定員について5年間の経過 措置	従う
6	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う 経過措置	母子及び寡婦福祉法の改正施行日までの題名・条項の読替え	_